

# アメリカにおける市民宗教と 「国教禁止条項」を巡る諸問題

佐藤 圭一 (国士舘大学)

## 1. 問題の所在 (序を兼ねて)

5月1日(2008年)の国民祈祷の日(National Day of Prayer)、W・ブッシュ大統領は恒例の大統領演説を行った。「この日(国民祈祷の日)、アメリカの人々は創造主(Creator)から授かった多くの恩寵への感謝のために一体となる。我々は祝福された国民である。」そして次のように続けた。「我々アメリカ人は信心深い国民である。多くの市民は祈りによって心の安らぎを得ることができる。アメリカにとって祈りは生活の重要な一部となっている。我々の信仰心について思い描く時、それを忠誠の誓い(the Pledge of Allegiance)の中に見つけることができる。アメリカ人の信仰心の表出は独立宣言で…そしてポケットの中のコインで示されている。」<sup>1)</sup>

“Creator”, 「忠誠の誓い」(= “One Nation under God”), 「コイン」(= “In God We Trust”), そして「一体となる」(= “come together”)…この国民祈祷の日に限らず、21世紀に至るもアメリカ大統領の演説には政治と宗教の密接な繋がりを明示あるいは暗示させる文言が羅列されている。

かつてベラーは次のように述べた。「個人の宗教的信仰、礼拝、結社は私的な問題と考えられていても、同時にアメリカ人の大多数が共有している宗教的志向にはいくつかの共通要素がある。それはアメリカの制度の発展において決定的な役割を果たしたし、今も政治の領域を含めたアメリカ生活の全枠組に宗教的次元を付与している。」そして、こう結論する。「公的な宗教的次元は、私のいわゆるアメリカの市民宗教と呼ぶ一連の信仰、象徴、儀式に表現されている」<sup>2)</sup>と。

ベラーが論文(“Civil Religion in America”)を発表したのは1967年のことであるが、この60年代からアメリカは社会的変革期を迎える。公民権運動やヴェトナム反戦運動、また65年の移民法改正による国別移民数割当制破棄等々を経て、伝統的制度や既存の価値観への反発がカウンター現象となって現れたのだ。その結果、それまで優位性を保ってきた共通文化を相対化あるいは消極的に解し、代わって特定の人種や民族に対する差別や偏見を否定し、誰もが平等にアメリカ人であることを認めようとする運動が活発化する。多文化主義の高揚である。アメリカ文化の豊かさを多様な民族文化の貢献によるものだとする考え方である。

これに伴って、政治の領域を含めたアメリカ生活の全枠組に宗教的次元を付与している(ベラー)とされる「市民宗教」に対しても批判的評価を下す論文が数多く発表された。その内容は概ね「市民宗教の存在は政教分離原則を犯し、政府によるその援用は合衆国憲法修正第1条が禁じる国教化に等しい」といったものや、或いは「市民宗教は民主主義の理念と相容れない神権政治的色彩を帯びる」<sup>3)</sup>といったものである。それが宗教的マイノリティの権利を保障した憲法の精神に違背し、彼らに精神的苦痛や社会的不利益をもたらしているという点では一致している。それらに共通するものは市民宗教がユダヤ・キリスト教の価値観に偏向していることへの批判であり、特に市民宗教に内在しているとされる排他的な原理主義的要素への嫌気である。すなわち、市民宗教に託されている国民を統合する装置としての機能が、時として他者(マイノリティ)や異文化に対しては圧力や敵愾心の発揚を煽って来たという歴史的経験に依拠したものである。

しかしながら、2001年「9・11」同時多発テロの発生は、アメリカの「市民宗教」に内在している他なる特性を披瀝させることになったのである。筆者はその「市民宗教」を実体験した。逗留したシアトルでは未曾有の大事件発生直後から市内数十箇所まで追悼集会在催され、多民族社会に相応しく肌の色や老若男女を問わず、また明らかに新移民とわかる若者集団を含めて、参加したあらゆる人種の人々が自然発生的に唱える“God bless America”や「忠誠の誓い」の朗誦によってシアトルの町全体が巨大なユニゾン(大斉唱)の場と化

していた。

3日後の9月14日ワシントン大聖堂 (Washington National Cathedral) で開かれた追悼式典では神父や牧師と並んでラビ、イマームが順次祈りを捧げていた。ブッシュ大統領は神 (God) や祈り (pray) の文言を多用しながら国民への団結を訴えると同時に、決して敵愾心を煽るのではなく、慈愛による寛容の精神を説いていた。「9・11」以降のアメリカにあつて、市民宗教は批判の対象として晒されてきたその原理的要素の他にも、それとは全く対照的な特性を併せ持つことを知らしめたのである。

ところが、周知のように、「9・11」の衝撃から1年も経たない2002年6月26日、サンフランシスコの連邦高裁 (第9巡回裁判所) は全米の公立小学校で慣例化している「忠誠の誓い」 (the Pledge of Allegiance) の朗読に違憲判決 (2対1) を下した。(NEWDOW v. U.S. CONGRESS, *United States Court of Appeals for the Ninth Circuit* 292 F.3d 597)

法廷意見は、小学校における当該朗読は司法がこれまで使用してきた3つの審査基準 (レモン・テスト、エンドースメント・テスト、強制テスト) 全てに抵触するとして大要次のような違憲判決を下した。①政府には宗教との関わりにおいて完全な中立 (complete neutrality) を遂行する義務が課させられており、“under God (=神の下)” という文言は特定の宗教の是認・支持を示すものである。②教員や同級生が参加する朗読を拒否すべきか否かという選択に直面させられること自体、年齢からして感受性の強い児童への強制に当たる。従つて、「忠誠の誓い」を朗読させるという方策並びにそれを具体的に要求した法律が合衆国憲法修正第1条の「国教禁止条項」に違反すると判断したのである。

全米を、そして全世界を震撼させたテロへの衝撃が色濃く残り、しかも国民の多くが追悼集会などでこの「忠誠の誓い」を幾度となく唱和しながら団結を訴えている时期的な状況も加わつて、連邦高裁の違憲判決には各方面から厳しい批判が相次いだ。

連邦高裁判断に対する国民の批判はこの国の宗教的特性に裏打ちされたものだった。判決直後の世論調査によれば国民の87%が判決に反対し、89%は問題

となった「忠誠の誓い」の中の文言“under God”をそのまま残すべきだと答えている。<sup>4)</sup>

興味深いデータがある。2003年8月時点で、全米43の州で「忠誠の誓い」の朗読を義務付ける法律が施行されている。その内、学校に対して生徒に「忠誠の誓い」の朗読を実施させることを命じている州が36州。朗読を実施するか否かの選択権を学校側に与えているのは6州となっている。これに対し、特に関連する法律を施行していない州はアイオワ、ハワイ、メイン、ミシガン、ネブラスカ、バーモントそしてワイオミングの7州に留まっているのである。<sup>5)</sup>

ところで、当該連邦高裁では一人の裁判官（Fernandez）が反対意見（「忠誠の誓い」朗読の合憲）を述べている。曰く「アメリカでは、“In God We Trust”や“under God”というフレーズが国教の樹立に繋がるという傾向も、あるいは、血眼をあげてわずかに帯びた宗教色をも公共の場や政治の場から追い出そうとして躍起となって人を除けば、そうしたフレーズが人々の宗教活動や非宗教活動を抑圧する傾向にもならない。1791年以来この方、そうした表現がいかなる危害の因子となったことはないし、将来もそうなる可能性はない。」<sup>6)</sup>。因みに、連邦議会両院共同決議により、「忠誠の誓い」に“under God”が挿入されたのは米ソ冷戦構造が激化した1954年であり、2年後には“In God We Trust”が同じく両院共同決議に基づいて国のモットーに指定されているのであった。

この“In God We Trust”、“under God”（＝「忠誠の誓い」）だけではない。全米50州の現行州憲法の中で、神あるいは関連した文言についての記述がない州憲法は一つとして存在しない。例えばメリーランド州憲法では「神を崇拝することは全ての人々の義務である」とする。ニューヨーク州憲法では「全能なる神に我々の自由を感謝する」と、ルイジアナ州憲法では「我々が享受する市民的、政治的そして宗教的自由について全能なる神に感謝する」と規定している。最新（1998年）のアーカンソー、ジョージア両州憲法においても共通して「全能なる神（“Almighty God”）」を条文化している。そして注目されるのはヴァージニア州である。1775年に制定された最古のこの州憲法（権利宣言）は改正されることなく、次のような内容の16条をそのままに遺している。

「宗教、すなわち我々が創造者に負っている義務、そしてそれを履行する方法は、強制や暴力によってではなく、理性と確信によってのみ導かれることができる。従って、全ての人は良心の命じるに従い、宗教の自由な活動のための平等な権利を有する。そして各自がキリスト教徒としての自制、愛そして事前を行いことは互いの義務である。」(傍点=筆者)<sup>7)</sup>

当該連邦高裁が審査基準を用いて判示した「政府には宗教との関わりにおいて完全な中立 (complete neutrality) を遂行する義務が課させられている」からすれば、「宗教」、「創造者 (“Creator”)」、そして驚くべきことに「キリスト教徒 (“Christian”)」といった文言が、明記されている現状では、それらが政府による「中立性」を確保しているとはとても思えない。そして何よりも、この16条は厳格分離主義を信奉する人々の精神的・思想的支柱とされているJ・マディソン自身によって起草されたものなのである。

そればかりではない。大統領が就任宣誓や教書などの末尾に加える宗教的祈願の文言。連邦議会をはじめ各州の州議会や市町村議会の専属牧師による宗教的儀式、そして裁判所自体が開廷時に法廷職員による祈願を行う慣行を継続している事実、等々に例証されるように、1791年の修正第1条施行後も変わることなく実施されている公的な宗教慣行 (市民宗教) は、アメリカにおける国家と宗教との確固とした関わりを示すものであり、裁判所の判断と、多くのアメリカ国民が支持している宗教慣行の実態の間には明らかな乖離が生じている。

そこで、本稿では裁判所による修正憲法第1条「国教禁止条項」解釈の問題点を歴史的に再考すると共に、公的宗教慣行 (市民宗教) に関わる憲法判断では混迷を来すことを常とするこれまでの経緯から、裁判所が用いる審査基準並びにその目的とする (完全な) 「中立論」に内在する問題点についても論じることにする。

## 2. 市民宗教の機能と役割

宗教を個人的な信仰の体験として捉える考え方は、「近代」を特徴付ける新しい見解であるといえる。西洋を象徴するキリスト教的社会有機体の下では「個」という概念は全体の中に埋没してしまっていた。確かに人間は個別的な

人格を持っていたにせよ、それは連帯の中の「個」であって、社会有機体の一分肢に過ぎなかった。近代はこうした社会に構造的変化が生じたことによって中世と区別される。すなわち、近代化とは「個」を埋没させてきた社会が瓦解し、全人格的拘束によりその一分肢に過ぎなかった個人が、等身大の存在として保証されるよう生活や社会様式の変革を求めた一連の営みであった。

このようにして、近代化は社会と人間との関係に著しい変革をもたらすこととなったが、そのことは同時にキリスト教によって統合された社会の連帯性が消失し、人間を結束させる共通の紐帯が弛緩あるいは消失してしまう過程でもあった。ここに、近代社会において市民宗教を必要とする大いなる原因が生起する。逆説的ではあるが、中世社会の崩壊によって誕生した「個」に対して、自立した個々人の「繋がり」を宗教によって再構築し、共同体形成に不可欠な連帯意識を再び呼び戻そうというものである。

アメリカの場合、こうした個人化に加え、それを基底にしての信仰の自由化も同時進行する。しかしながら、他方では宗教の社会的統合機能に強く依存するという傾向は、中世を経験していないという特殊事情からも、またこの国独自の地理的・社会的風土とも相俟って殊のほか顕著なものとなった。歴史的変遷という縦軸のヨーロッパに対して、アメリカでは大陸に横たわる茫漠とした空間すなわち横軸が主体となって、「個人」とそれを繋ぎ止める宗教の機能を強化して行ったのだ。

「市民宗教」の存在については前述のベラーによるものの他にも、次のような定義もある。「(市民宗教とは) 社会の構成員が信仰する超絶的、精神的実在とその社会との関係を公的儀式、神話、シンボル等を介して表現しながら、社会形成の意味と目的とを明らかにすることに仕える一連の確信並びに姿勢である」と。また、「市民宗教の創造は社会存立の価値や意義を表明することになり、それによって社会の構成員は自らの政治生活をも信奉するようになる」(E.M.ウエスト)<sup>8)</sup>とも述べている。

加えて、人間集団が社会を形成し、ひとつの国家となるためには何らかの神話(例えばメイフラワー号の上陸を“出エジプト”に準える建国神話の創造)やイデオロギーを必要とする。何故なら、そうした精神的あるいは自発的な力

を得て、国家の存在理由が正当化されるならば、国家と国民との共通の価値体系の構築が図られ国家は安定し、また共通の文化的・道徳的基盤が確立されるからである。これを「近代化」と関連させるならば、分散化された「個」は、市民宗教のような権威の源泉を創造することにより、人々は有機的集合体としての国家体制に再統合されることになるのである。アメリカのように国家形成過程で、既に宗教的・民族的多様化が促進され、しかも宗教の「私事化」が急速に進行している条件では、何よりも先ずこうした統合のための権威の内容が問われることになる。すなわち、相違の表出を極力回避し、共通されている要素が強調しなければならない。

このことからアメリカでは、権威の正当性と国家形成の意義を最大公約数としてのユダヤ・キリスト教の価値観に求めたのだった。「選ばれた民」「使命」「摂理」「神の加護」「天罰」「罪と贖い」といった聖書概念。更には独自の聖典や儀式、聖人、聖日等々は聖書に準拠したものである。しかしながら「市民宗教」はキリスト教そのものではない。「市民宗教」では頻繁に神について語ることはあっても、イエス・キリストについて触れることはしない。仮にそれをすればユダヤ教ばかりではなく、他の宗教を排除することになり、そのことは、公的な宗教的次元を付与し、社会統合の機能を市民宗教に託すという本来の目的を喪失することに繋がるからである。教派的要素を「市民宗教」に含めないという考え方は、一例として議会牧師や“*One Nation under God*”、“*In God We Trust*”の他にも従軍牧師や“*so help me God*”、“*God save the United States and this Honorable Court*”といった文言からも確認することができる。そして今日、多文化主義の進展と共に、社会統合装置としての機能を継続させるために、市民宗教は特定宗教をも暗示させないものに変容してきているのだ。

### 3. 「忠誠の誓い」に対する連邦最高裁の判断

2004年6月14日、連邦最高裁は本件「忠誠に誓い」違憲訴訟についての最終判断を下した。(ELK GROVE UNIFIED SCHOOL DIST. v. NEWDOW, *United States Supreme Court* 124 S.Ct.2301)<sup>9)</sup>

判決内容は意外なものだった。訴えを起こした生徒の父親（原告）は保護者としての資格がない親（noncustodial parent）であることから、そもそも原告としての適格を有しないと判断されたのだ。因みに、原告とは婚姻関係になく親権者である生徒の実の母親は「忠誠の誓い」朗読に賛成している。しかしながら実質審議に入らない最終判断ではあったが、判決文からは裁判官の間で峻烈な激論が戦わされたことが読み取れる。

レーンクイスト長官、オコナー、トーマス3判事からは「忠誠の誓い」を合憲とする独立補足意見が出された。前2者に共通しているのは「アメリカの歴史に基づく公的宗教慣行」を積極的に評価するものがある。トーマス判事は論点を異にしていた。同判事の積年の主張であるが、政教関係に関する過去の連邦裁判所の判断の誤りを重ねて糺すものであった。

#### ①レーンクイスト長官の見解

レーンクイスト長官は、宗教的慣行が「アメリカの宗教的文化並びに特性からもたらされたものであって、その公的承認はそうしたことの反映である」とする。そして「忠誠の誓い」の“under God”の合憲理由についても繰り返して歴史に依拠して次のようにいう。「歴史的事柄として、誓いの“神の下”のフレーズは国家の指導者の姿勢を要約したものである。この国の歴史には愛国的な神への祈願や宗教の役割について公的承認の事例で溢れている」そして、歴代大統領（ワシントン、リンカーン、ウイルソン、F・フランクリン、アイゼンハワー）による神への言及、国の宗教的モットーや裁判所の開廷時における宗教的宣言等々を例証しながら、これらが「初期の歴史からアメリカの国民的特性そして制度は我が国家が神への基本的信念に基づいて築かれたという確たる歴史的概念の反映である。」と述べる。<sup>10)</sup>

加えて、無神論者（原告は自ら無神論者であることを公言している）の権利についても言及する。「誓いの一部に同意できないということが、議会が決めた方法で国旗への忠誠を誓い、参加者する生徒が進んで従っている公立学校の決定について、誓いの全てに対する拒否権を彼に（無神論者）に与えるものではない。」とし、アメリカという国家と宗教との歴史的繋がりからして、忠誠



の誓いのような公的宗教慣行を中止することはできないと判断した。<sup>11)</sup>

## ②オコナー判事の見解

オコナー判事からは「儀礼的理神論 (ceremonial deism)」を判断基準とする注目すべき見解が示された。しかしながら、連邦最高裁が「儀礼的理神論」について言及したのはこれが最初ではない。連邦最高裁において明示的にこの用語を使用したのは、公的な場所における宗教的展示物の憲法適否が争われた1984年のLynch事件判決及び1989年のAllegheny事件判決という2つの判決においてであった。

Lynch判決で、ブレナン判事はこの用語がイェール・ロー・スクール部長ロストロー (Walter Rostow) によるものであると述べると共に、「国のモットーである “In God We Trust”、あるいは忠誠の誓いにある神への言及は“儀礼的理神論”として理解されるべきである。」とし、「それについては国教禁止条項の審査からは守られるべきである。なぜならば、たとえ如何なる重要な宗教的内容を持っているにしても機械的の反復によってその意味合いを喪失している」<sup>12)</sup> と述べている。

ここで注目したいのは、Lynch判決では「儀礼的理神論」に基づく公的宗教慣行の合憲性を認めたブレナン判事ではあったが、問題となった公的な場所における宗教的展示物 (キリスト降誕画像) を違憲と判示したのに対して、オコナー判事は相反して合憲判断を下していることである。オコナー判事曰く「儀礼的理神論に基づく他のシンボルと同様にキリスト降誕画像は宗教の是認とはならない。それは公的行事に厳粛化し、将来への確信を表し、そして社会において価値ある物についての正しい理解を促進することに仕える」と。<sup>13)</sup>

加えて、5年後のAllegheny判決においてオコナー判事は「儀礼的理神論」に触れ、長い歴史的経過、非宗派的特質、そして愛国的価値の賞揚に仕えるものとしてその合憲性を論じる一方で、環境が異なるとはいえ、今度はキリスト降誕画像の展示に対して違憲判断を下しているのである。何れにせよ、両判決においては内容の検討や基準としての精査が行われなかったことから、「儀礼的理神論」を審査基準として用いるには至っていなかった。

オコナー判事は、本件「忠誠の誓い」連邦最高裁訴訟の独立補足意見の中で、合憲とされる「儀礼的理神論」に該当するためのものとして次の4つの条件を提示した。

(1) 歴史と普遍性 (History and Ubiquity) (2) 崇拝行為あるいは祈祷者が存在しないこと (Absence of worship or prayer) (3) 特定宗教への言及が行われないこと (Absence of reference to particular religion) (4) 宗教的内容が最低限度に抑えられていること (Minimal religious content)

オコナー判事は補足意見で次のようにも述べている。「政府が後援する宗教的表現あるいは展示に関わる訴訟に関し、私は依然としてエンドースメント・テストが国教禁止条項の求める核心を捉えたものであると信じている」<sup>14)</sup>と、この見解からはオコナー判事自身「儀礼的理神論」を一つの独立した審査基準とは見做していないように思われる。それを裏付けるように同判事は補足意見の中で「私が以前述べたように、国教禁止条項が関係する範疇は複雑多岐であるため、多種多様なアプローチが求められる。このことから基準を統一して減らすなどという安易な方法を取るべきでない」<sup>15)</sup>と述べているのである。

「儀礼的理神論」自体は審査基準と成り得るのだろうか。次の場合はどうだろうか。(2)の条件では、Marsh判決(1983年)で合憲判断(オコナー判事同意)が下されたが、祈祷者そのものである専属牧師による宗教的儀式・行為を「儀礼的理神論」でもって合憲とすることができるのか。(3)(4)からすれば、オコナー判事自身が合否判断を分けたLynch判決とAllegheny判決におけるキリスト降誕画像という特定宗教(この場合キリスト教)と政府との関わりについて、「儀礼的理神論」をもって合憲とする説明が可能か。更には、“One Nation under God”、“In God We Trust”といった特定宗教との関わりを明示しない「市民宗教」と、神学的特性を払拭できないキリスト降誕画像を区別することが可能か。

このことから推定できるように、国教禁止条項と公的宗教慣行(市民宗教)についての問題は「儀礼的理神論」をもって解消(軽減)されることにならないと考えられる。

## ③トーマス判事の見解

トーマス判事は、公立中学校の卒業式における聖職者の祈祷を違憲とした Lee 判決（1992年）の決定を批判しながら、「強制」についての独自の見解を示す。「宗教条項が関係する強制は、法律による強制や罰則による脅迫があつてはじめて成立するものである。」そのことから、本件忠誠の誓いの朗読については「子供達は忠誠の誓いを強制されたのではなく、法律によって学校に通うことを強制されているのである」と結論する。

次に、トーマス判事からは特徴的意見が出された。同判事はこれまでも度々、Everson 判決（1947年）から始まり、今日まで続く修正第1条に関する裁判所の認識の誤りを糺してきたが、本件訴訟においても制定目的・その歴史的背景といった古典的そして根本的問題を再び提示している。曰く「私は個人の権利の保護を掲げた（修正第1条の）自由活動条項が修正第14条により、州に適用されることについては同意するものである。しかしながら、国教禁止条項に関しては別問題である。国教禁止条項の表現や歴史は以下のことを強力に示唆している。すなわち、それは州の公認教会制を連邦議会による干渉から守ろうとした連邦主義に依拠した規定なのである。」

そして、トーマス判事は「人権規定ではない国教禁止条項を（修正第14条を通じて）州に編入させる根拠を見出せない。私は、誓いの方針が宗教的自由権を侵害していないことから編入問題と関係しないと確信している。それゆえ、誓いが自由活動の権利を侵害していない以上、（忠誠の誓いの朗読は）合憲と見做される。」と結論した。<sup>16)</sup>

この「国教禁止条項」を州に適用する編入問題については、ノースイースタン大学のコード（Robert L. Cord）教授が1988年出版の“Separation of Church and State : -Historical Fact and Current Fiction-”の中で詳細に批判的検討を行っている。同じくレーンクイスト長官も同問題については厳しい批判を繰り返して来た。古くは1976年のUseyry判決において、修正第10条の存在意義の再考を促すと共に、遵守すべき起草者の意思として、連邦議会の干渉が及ばない「分離と独立」を享受するための州の権限保障、並びに連邦議会の権限に一定の制約を課す州主権の存在を挙げ、その中で連邦の管轄外事項と

して宗教に言及している。<sup>17)</sup> また1985年のJaffree判決では、「国教禁止条項の真の意味はその歴史の中でのみ求められるべきである。その起草者は今日を規定する原則を記している。起草者の意思からのいかなる離反もそうした憲章の永続性を挫き、同時に同条項に関する事件を混乱させる無原則な判決へと至らしめる。」<sup>18)</sup> と述べている。

そこで、次項では合衆国憲法修正第1条の制定に関わる歴史的環境、すなわち修正第1条制定の目的並びに憲法起草者の意思及び当時の「国家と宗教」の関わりについて再考してみたい。

#### 4. 憲法制定期の風景とEverson判決で示された歴史認識

Everson判決（1947年）から始まり、今日まで続く修正第1条制定に関する裁判所による歴史認識の問題点については、今日の連邦最高裁を構成する判事（その中でも特に、トーマス判事）からも、度々指摘されてきたのだ。その発端となったEverson判決では、複数の判事から（法廷・反対意見を問わず）、それまでとは全く異なる歴史認識が示されていた。

「修正第1条の目的は…宗教活動の領域と世俗支配の間に完璧にして恒久的な分離を作り出すことにある」（ラトリッジ判事）<sup>19)</sup> 「州政府も連邦政府も教会を建てることはできない。何れも一つあるいは全ての宗教を援助するか、一つを他よりも優位に置く法律を制定してはならない。…少額であろうと多額であろうと税金は宗教活動や宗教機関を支援するために賦課されてはならない。例えどのような名称でいかなる形態をとろうとも…」（ブラック判事）<sup>20)</sup>

アメリカの国是としての「政教分離原則」の根拠規定はいうまでもなく合衆国憲法修正第1条である。「連邦議会は国教を定めることに関する法律あるいは自由な宗教活動を禁止する法律を制定してはならない。（“Congress shall make no law *respecting* an establishment of religion, or prohibiting the free exercise thereof,…”）」（強調＝筆者）

ここで注意すべき点は、修正第1条が明確に禁じているのは自由な宗教活動を禁止する法律であり、「国教を禁じる」とは書いていないことである。同条文はあくまでも「国教」を定めることに関する法律の制定を禁じたものであつ

て、国家と宗教との関わりを禁じたものではないのである。

なぜ、このような曖昧な表現を用いたのだろうか。次に、「～に関する」(respecting) という中立的の文言に内包された意味について述べたい。1787年の憲法制定会議は極めて困難な問題の解決に迫られていた。当時の独立13州の政教関係は以下の通りである。依然として公認教会制を保持している3州(マサチューセッツ、コネティカット、ニューハンプシャー)。キリスト教の優位を州憲法において規定している3州(ペンシルヴェニア、メリーランド、デラウェア)。プロテスタントの優位を宣言している4州(ニュージャージー、ノースカロライナ、サウスカロライナ、ジョージア)。完全な宗教上の自由を保障していたのは僅か3州(ロードアイランド、ニューヨーク、ヴァージニア)に過ぎなかった。各自別個の目的と歴史を持って発展してきたアメリカ植民地では宗教上の事柄についても各者各様であったことから、合衆国憲法の成立要件としての4分の3にあたる9州の批准を得ることの成否は、ひとえに合衆国憲法が各州の独自性をいかにして保障することができるかに負っていた。周知のように、そのことが修正第1条を含む「権利章典」制定の理由である。

因みに、後述するように「厳格分離主義」の象徴とされるジェファソンも次のようにいう。「…一般的原則として、憲法によって委任された合衆国は、宗教の自由、言論の自由、出版の自由に対する如何なる権利も持たないことは明瞭である。…これらの権利はそれぞれの州、または人民に留保される。」<sup>21)</sup> 公認教会を持つ州から、宗教上の自由が保障されている州まで幅広い形態を要するアメリカ、また幾多の宗派が対立抗争を繰り返している当時、国家が特定の宗派に加担することになれば、そのことは国家を自壊へと導きかねない。だからこそ宗教的事柄は各州に留保されたのだ。このため、コネティカット州は1818年まで、ニューハンプシャー州は1819年まで、そしてマサチューセッツ州は1833年まで公認教会を存続されることができたのであった。

従って、修正第1条の「国教禁止条項」の内容を具体化するものとして、Everson判決で明らかにされた「分離の壁」原則、すなわち「修正第1条の目的は…宗教活動の領域と世俗支配の間に完璧にして恒久的な分離を作り出すことにある」とする見方には根本的問題があり、史実に依拠した見解とはいえない

いと考えられるのである。しかしながら、この「分離の壁」は先例拘束の原則により、以降の政教関係の裁判を規定することになる。Eversonの翌年の判決（McCullum判決）では次のように極論する最高裁判事も現われた。「我々は国家と宗教の完全な分離が、国家と宗教に対して最善であるという信念に、正しく我が国家の存続を賭してきたという確信を再度明らかにしたい。」<sup>22)</sup>（フランクファーター判事）

もちろん、少なくともEverson判決以前では、アメリカには「国家と宗教」の完全な分離に国家の存続を賭してきたという歴史認識の裏付けは困難である。修正第1条の制定過程からみても、むしろ、次のような連邦最高裁判事の見解が通説であったといえる。「その（国教禁止条項）の目的は、キリスト教のいかなる宗派に対しても優遇することを禁じたものであるけれども、キリスト教を全体として議会の保護から取り除くことを目的としたものではない。…同条項の目的はキリスト教各宗派間の競争を排除することであり、宗教的迫害の手段を取り除くことにあった。」（ストーリー判事）<sup>23)</sup>

同様に、「国教禁止条項」の下での国家と宗教の関わりについても、Everson判決は奇異に映る。同判決では次のような意見が述べられた。「（修正第1条の）目的は、宗教に対するあらゆる形態の公的援助、あるいは支持を包括的に禁じている。」<sup>24)</sup>

歴史を紐解けば、連邦政府レベルにおいても、特に教育における宗教の有益性から、国策として、宗教との関わりを積極的に促すための施策が採られていたのである。これについては次の事例から証明されよう。合衆国憲法が起草された同じ年、連合議会（Congress）は「オハイオ河北西部の合衆国領地の統治に関する条例」を制定したが、その中には次のような条文が加えられていた。「宗教、道徳及び知識は良き政治並びに人類の幸福に必要であるから、学校及び教育機関は絶えず充実を図らねばならない。」<sup>25)</sup> 同条例は連合領という共通財産の地で、連合議会が割当て、政府支出により建造された学校に対して道徳と並んで宗教の促進と普及を求めたものである。

この政府が関わる宗教については留意すべき点がある。本件Everson判決で「分離の壁」理論（＝厳格分離論）に正当性を与える人物とされるジェファ

ソンは、彼自身が起草した「初等学校設立法案」で次のように述べている。「…宗教書による読誦、宗教の授業あるいは学校内での礼拝の実施に当たっては、特定宗派や教派の教義と一致させることがあってはならない。…」<sup>26)</sup>

教育機関が教えるべき宗教上の教義は、宗派を超えてあらゆる宗派に妥当するものでなければならない。これこそが「政教分離」(separation between church and state)の文言を形成している本来の意味の実践である。

この点については更に注目すべき事例がある。建国に父祖の中には、そうした宗教一般に共通する本質的なものについての所信を後世に遺す人物がいた。ベンジャミン・フランクリンである。彼は「全ての宗教に共通する本質」を知的命題として纏め上げたが、その中の次の一節は興味深いものがある。

「…神、不滅性、徳のある生活については、程度は異にしつつも我が全ての宗教の中に共通して見出すことができる。私はその共通性に特段の敬意を払うものである。」<sup>27)</sup>

同じくフランクリンには、宗教に共通する次の4つの基本原則を示している。

- ① 神は世界を創造され、摂理により世界を支配していること。
- ② 最も喜ばれるの神の御業とは、人間に対し善を施すことであること。
- ③ 人間の靈魂は不滅であること。
- ④ 現世を問わず、全ての罪は罰せられ、善行は必ずや報われること。<sup>28)</sup>

このことは公的な宗教儀式についても共通する。修正第1条の審議が開始されるわずか数ヶ月の1789年4月15日、連邦上下両院は「議会専属牧師の選出方法を検討する委員会」が作成した案を承認する。この委員会にはJ・マディソンを始めとする合衆国憲法原案を作成した憲法会議のメンバーが6名中3名を占めていた。牧師は上下両院で各1名が選ばれるが、先ず上院で1名を選出、その後下院で異なる宗派に属する1名を選ぶ。両院が同じ宗派に属する牧師を選出しないような工夫が施されていたのである。

因みに、2000年にはカトリック教会のダニエル・コーリン神父が始めて下院の議会専属牧師に就いた。議会専属牧師創設210余年で初めてプロテスタント

以外から議会チャブレンが選ばれている。

かくして、憲法制定期においては、Everson判決で示された歴史認識とは異なり、修正第1条が宗教と国家との関わりについての批判的見解から生まれたものではなく、まして世俗国家を目指したものではないことは明らかである。当時の人々は宗派性のない宗教上の信条を共有することが社会や国家秩序の安寧を確保するために不可欠であるという点で一致しており、宗教の公的機能に国家統合の命運を託していた事実からすれば、Everson判決で展開された厳格分離主義に基づく見解との乖離は余りにも大きかったといわなければならない。

## 5. 厳格分離論（「分離の壁」理論）の出現理由

レーンキスト前連邦最高裁長官は、かつて次のように述べていた。

「大統領が判事の空席ができた時に、彼の政治的・哲学的原則に共鳴する人を指名することによって『裁判所のつめかえ』、つまり味方で固めようとするのは間違ったことではない。」

大統領の任期が4年あるいは8年に限定されているのに対し、大統領が指名する判事は、合衆国連邦憲法の規定により、弾劾された場合を除き、本人の意思と体力さえあれば終身の身分が保障されている。因みに、これから述べるニューディールを推進するためにF・ルーズベルト大統領によって任命されたブラック判事は35年間（1937～1971）、同時期のダグラス判事は36年半（1939～1975）に亘ってその任にあり、進歩派で固められた「ルーズベルト・コート」の主要メンバーとしてアメリカのリベラリズムを支え続けてきたのである。

前述したように、Everson判決はアメリカの判例史上のターニング・ポイントとなる歴史的判決である。というのも、Everson判決は、修正第1条を含む権利章典の成立内容（州への留保条項）により、それまでの連邦裁が決して行うことのなかった修正第1条を、修正第14条を通じて始めて州に対して適用したからである。また政治と宗教（教会）の関係を「壁」という比喻を用いて具体的内容で描写し、しかも既述したように主要判事の長期間就任によって先



例拘束の原理が働いたため以降の政教関係を規定したことによる。

ブラック判事は次のようにも述べている。「…州政府、連邦政府のいずれも、公然とであれ、密かにであれ、いかなる宗教組織、もしくは宗教団体等々の管轄事項に関与してはならない。法律により宗教の公認化を禁じる条項はジェファソンの言葉に従えば『教会と国家の間に分離の壁』を打ち立てることを意図するものであった。」<sup>29)</sup>

このブラック判事に前述したラトリッジ（1943～1949）、フランクファーター（1939～1962）両判事らを加え、1947年から突然にしてアメリカ連邦最高裁は厳格分離主義隆盛の時を迎える。

一体、連邦最高裁の判断が急変した原因はどこにあったのか。その第1の原因は既述したような最高裁判事についての制度的特質にあり、第2には当時の時代背景があった。

1930年代、ニューディール立法が相次いで違憲判決を受けたことから、業を煮やしたルーズベルトは最高裁判事の終身制を改めて、70歳になっても退職しない裁判官がいるときには、15名を最大限として同数の裁判官を任命できる法案を作成した。しかしながら、ニューディールに有利な最高裁の構成を図ったこの改革案は、国民世論の反対に合い挫折の憂き目にある。ところが、アメリカ大統領史上初の4選（在職期間12年39日）を果たしたことが、思わぬ副産物をもたらしたのだ。1937年、保守派裁判官の一人が退職したのが事の始まりである。ルーズベルトは後任としてニューディール政策の支持者ブラック判事を指名した。そして同大統領が最後に指名したラトリッジ判事まで実に連邦最高裁を構成する9人のうちの7人迄を指名したのである。また、残りの2名もルーズベルトの死去に伴い大統領に昇格した同じく民主党のトルーマンが指名している。

社会改革には積極主義で臨んだ「ルーズベルト・コート」ではあるが、殊、宗教に関する事柄については国の介入を消極的に解する立場を示した。すなわち、宗教を「私事」として捉え、国があらゆる宗教から絶縁し、全ての宗教に対して中立的であることを要請する。そして、宗教的自由は個人に対する国の関わりを極力抑制することによって達成されると見做されたのである。<sup>30)</sup>

Everson 判決（1947年）、McCollum 判決（1948年）、Engel 判決（1962年）、Schempp判決（1963年）…。「ルーズベルト・コート」は公立学校での宗教的慣行や行事に次々と違憲判断を下していった。

この内、既述したEngel判決では、教育委員会（ニューヨーク州）が、公立学校に対して、授業の開始前に国旗へ敬礼と併せて、次のような「祈り」の言葉を朗唱するように勧告したことが、合衆国修正第1条「国教禁止条項」違反とされた。「全知全能の神よ、われらは汝により生きていることに感謝し、われらに、われらの父母に、われらの先生に、そしてわれらの国に、汝の祝福がありますように」（“Almighty God, we acknowledge our dependence upon Thee, and we beg Thy blessings upon us, our parents, our teachers our Country”）

Almighty God やThee、Thyといった聖書的文言はアメリカのキリスト教国家としての特徴を示唆し、それを是認するとの印象を与えるというのである。

“under God” という宗派性を帯びない「忠誠の誓い」とは異なるとはいえ、前述したように、現行の州憲法では Almighty God に留まらず、“Sovereign Ruler of the Universe”、“Divine Guidance” 等々宗教的文言を使用している。仮に、公立学校で州憲法について学習することの憲法適否が争われた場合、裁判所は公立学校における当該行為を禁じるのか、あるいは州憲法そのものを違憲としたのだろうか。

続く McCollum 判決では解放時間制について、Schempp 判決では聖書朗読について、「ルーズベルト・コート」は、これまで州立教会が伝統的に遂行してきた重要な責任を公立学校が譲り受ける形で実施されてきたこのような宗教的慣行に対して多くの違憲判断を下しているのである。

こうした「厳格分離」の考え方、すなわち法的解釈の根拠としては、建国の父祖ジェファソンが表現したとされる「教会と国家の分離の壁」がイメージ的にもピッタリとフィットしたであろうし、また建国の祖父に根拠を求めているからこそ、必然、その考えに正当性が生まれることになる。

加えて、次のことも注目されよう。ブラック判事が修正第1条に「壁」理論

を導入した時期は、国策としてジェファソン精神のリバイバルが推進された時期と一致する。すなわち、1929年に始まる大恐慌とそれに続く不況はアメリカ社会をその根底から揺さ振り、一向に改善されない失業と貧困はアメリカ史上かつてないほどに自国の社会体制全般に対する国民の疑惑を生じせしめ、それを支える精神的基盤についても不審の目が向けられた。ニューディールはそうした恐怖を克服するための自救的方策として断行されたものである。同じくこの頃の特徴として荒廃・消耗したアメリカン・デモクラシーの再検討と再構築が図られることになった。ジェファソンは、かかる精神の具現者と見故され、国民への鼓吹に精神的動揺克服への活路を求めるため、彼の思想・信条に関する研究と、その伝播が社会的現象となったのだった。また、奇しくも1943年はジェファソン生誕200年（4月13日）に当たり、ジェファソン記念堂の建立に象徴されるように全米は祝賀ムードに包まれていた。この時勢にあって、ブラック判事が自らの崇敬の対象でもあるジェファソンの精神とされるものを憲法解釈に取り込んだことは時宜に合ったことであった。<sup>31)</sup> アメリカ合衆国歴代大統領の中でも屈指の名声を誇り、神話化された人間像を後世に遺す建国の父祖ジェファソンの言葉となれば類稀な重みを持つことになる。

しかしながら、前述したように歴史を辿れば厳格分離主義者の見解には数々の誤認を思われる箇所がある。ジェファソンは初等学校における宗教書読誦の推進者であり、更には権利章典に拠って宗教問題が連邦政府の管轄外と断言していることについては既述した。加えて、大統領としてのジェファソンはインディアン部族（Kaskaskia）への宗教の普及を目的として、その伝道に携わる宗教機関や宗教団体への連邦予算の抛出を支持している。<sup>32)</sup> また、ジェファソンはヴァージニア州知事時代に「断食と感謝の日を指定する法案」や「安息日破りに対する罰則法案」を起草しているのだ。ヴァージニア信教自由法の起草者でもあるジェファソンが同時に安定と秩序維持を「神」に託していたことは実に興味深い事例である。レーンクイスト長官はかつて（1985年）次のように述べていた。「我々の知覚は憲法によってではなく、不必要な比喩である『壁』というに霧よって曇らされている。」<sup>33)</sup>

因みに、州議会議事堂の公園における「十戒」記念碑展示についての最近の

最高裁判決 (Van Orden v. Perry, 2005) で、少数意見を述べた最長老のスティーブンス判事は、同展示を違憲と判断する史的根拠として、再びジェファソンの「分離の壁」を引き合いに出している。これにギンズバーグ判事が同意していることから、国教禁止条項の内容説明に「分離の壁」を用いることは、裁判所において現在も継承されていることなのである。

## 6. 「中立論」と「審査基準」の問題点

Everson判決が後世に影響を与えたのはこれだけに止まらなかった。序章では、宗教との関わりにおいて、政府が完全な中立 (complete neutrality) を遂行できないことを「忠誠の誓い」違憲理由 (連邦高裁) とした点について述べた。

この「完全な中立」もEverson判決のもう一つの遺産である。「分離の壁」理論がアメリカの宗教的国柄から乖離し、また理論自体の誤謬性ゆえに60年を経て、次第に影響力を失いつつある今日、他方では、裁判所は「国教禁止条項」の命題として、政府に対して宗教的「中立論」の遵守を求める傾向を益々強めている。レモン・テストやその一部補強版であるエンドースメント・テストもこの「中立」を測るための手段として採用されたものである。

ブラック判事は前述したように「壁」の内容を述べた後、数節を置いて「修正第1条は、信仰グループとの関係においても、また無信仰者の関係においても、国に中立であることを要求している。」<sup>34)</sup>とも述べている。ブラック判事はEverson判決に続いて、翌年 (1948年) のMcCollum、1964年のSchemppの2つの判決で、繰り返し、ジェファソンとマディソンの2人の意思に依拠しながら「分離の壁」と「宗教的中立」原則の結合を示してみせた。すなわち、「『教会と国家の間にある分離の壁』が高くそして難攻不落でなければ、今日、雫のように流れるに過ぎない中立の原則に対する侵害も、たちまちにして激しい奔流となるかもしれない。」<sup>35)</sup>

両原則の結合は、以降の修正第1条「宗教条項」の裁判に決定的影響を与える。

その「中立」を測るものとして、先ず1964年に公立学校における聖書朗読を

違憲としたSchemppにおいて、判断基準としての「世俗的立法目的と、宗教を助成も抑制もしない主要な効果」が示された。1971年にはこれにインタンブルメント（＝過度の関わりの禁止）が加わって、「目的・効果」基準（通称レモン・テスト）として、政教関係に関わる一連の裁判で引証され、憲法適否の判断基準として定着していったのである。

この「中立」という文言は、「壁」が峻別するといった厳しい印象を帯びているのとは対照的に、その語感からすれば、何れにも臆しない（この場合には、宗教的多数者と少数者そして無信仰者にも）といったように耳目に優しい印象を与える。しかしながら、中立の内容は必ずしも明確ではない。というのも、Schemppを筆した判事（クラーク判事）は「今日の国民の生活は、建国期と同様に、宗教的国民であることを反映しているとは正しく真実を語っている。」と述べる一方で、「われわれの中立の概念、すなわち国家はたとえ多数が同意したとしても多数が同意したとしても宗教上の行為を要求できるものではないということが、宗教的活動の自由を求める多数者の権利と衝突するといった主張を受け入れることはできない。（修正第1条の）自由活動条項が自由に宗教活動を行う権利を否定するいかなる形での国家権力の行使をも禁じている一方で、自由活動条項は決して多数者がその信仰を実践するために国家機関を使用してもよいと述べている訳ではない」<sup>36)</sup>とも論じているからである。

これには自家撞着が存する。それが市民宗教を含む公的宗教慣行についての憲法判断である。当該裁判では今日におけるアメリカ国民の宗教性を建国期に遡及し、それを伝統として認定している。しかしながら、「中立」に抵触するとして公的宗教慣行に違憲判断を下しているのである。そもそも、「中立」という概念の中には、伝統として継承されてきたことを根拠にして公的宗教慣行を求める立場と、それを拒否する立場との対立を解消する機能が含まれているのだろうか。政府が両者の間で中立を保つことなど可能なのか。

Marsh判決（1983年）はそうした問題点を浮彫りにした典型的事例である。法廷意見は「目的・効果」基準の適用を行わず、議会（州）専属牧師への公費支出については、「1789年以来、アメリカには国民の生活の中の宗教的役割に対して公的承認を与えてきた歴史がある」との理由から合憲判断を下した。他

方、「目的・効果」基準を適用した判事からは次のような違憲判断が展開された。「立法を委託された公的機関に神の導きを祈願する行為は宗教的行為以外の何物でもない。…議会祈祷の主要な目的もまた明らかに宗教的である。…議会祈祷の慣行が国家と宗教の過度の関わりを生じせしめることに疑問を呈することはできない。…（何故ならば）相応しい議会牧師を選任する過程は…政府機関が可能な限り避けなければならない監視が伴うものである。」（ブレンナン判事）<sup>37)</sup>

エンドースメント・テストも同様である。周知のように、同テストは、政府の行為の目的と効果が宗教を是認・支持ならば、それは違憲となるというものである。その理由は、政府による是認がその信仰の信者でないものに対して、彼等は「部外者」であり、政治共同体の有資格者ではないというメッセージを送ることになり、逆に是認された宗教の信者には「内部の人」であり、政治共同体の有資格者であるというメッセージを送ることになるとする。

しかしながら、このエンドースメント・テストには、1人の判事（ケネディ判事）から強烈な批判が出されたように、宗教や同慣行への敵視に繋がりがかねないおそれがある。<sup>38)</sup> つまり、ある宗教と関連する立法行為について、その行為によって、たとえ1人でも自分は「部外者」だと感じるものがあつたならば、そのことだけをもって憲法違反の決定が下されることになりかねない。アメリカの場合、「部外者」を強く意識するのはおそらく無神論者であることから、この国の圧倒的多数を占める神への信仰を持つ人びとが不利にならないか、そのことが同テストの目的である「共同体における市民の平等な地位の確保」とそのための「政府の中立性」を逆に侵しはしまいか。

前出の「忠誠の誓い」最高裁判決において、オコナー判事自身が「私は依然としてエンドースメント・テストが国教禁止条項の求める核心を捉えたものであると信じている」としながらもその適用を回避し、「儀礼的理神論」をもって合憲判断を下したことについて述べた。この1人の「部外者」意識をもつ原告（無神論者）の訴えに対して、仮に同エンドースメント・テストを適用したならば、同じ結論が導き出されただろうか。疑問である。何故ならば、当初は宗教的文言がなかった「忠誠の誓い」への“under God”挿入（1954年）は、

既述したように、米ソ冷戦最中、宗教を否定する共産主義国家ソ連に対抗し、“神の下に”国民の団結を図ろうとするアイゼンハワー大統領の求めに応じた連邦議会の決議により法制化されたものだからである。無神論者は対象の外に置かれていたのだ。

問題が明確になったと思う。1947年のEverson判決以降、連邦最高裁判に出現した厳格分離論と、国の宗教的中立論、そしてそれを測るために新しく創造された審査基準は、確かに宗教的少数者の自由確保には貢献してきたといえる。しかしながら裁判所は、建国期に遡り、多民族国家というアメリカの特性ゆえに、社会的・政治的要請の下で創造され、今日に至るも統合装置としての役割を託されてきた市民宗教と、合衆国憲法修正第1条の制定目的として国家が中立であるべき神学的意味での宗教とを混同してしまったのである。<sup>39)</sup> そのため、前者をも、厳格分離論と中立論の適用対象としてしまったことから、これまでの裁判からも明らかになったように、専属牧師制や「忠誠の誓い」等々、歴史的に裏打ちされた市民宗教が関係する裁判においては、各裁判官は先例拘束の原則に捉われることなく審査基準適用の有無を決めなければならない。また、仮に適用する場合には、各種各様の中から、自身の結論に相応しいと思われる審査基準を選び出す必要に迫られることになってしまったのだ。

審査基準が錯綜した特徴的裁判は、トーマス判事が「忠誠の誓い」最高裁判決の中で批判した前述のLee判決（1992年）であった。同裁判では公立中学校の卒業式に聖職者を招いて祈祷をあげることが、「強制テスト」により違憲とされた。しかしながら、5：4の僅差のこの判決では、「強制テスト」による違憲判断は法廷意見（ケネディ判事）のみであった。同意意見の他の4名（ブラックマン、スチーブンス、オコナー、スーター）の違憲判断には「エンドロースメント・テスト」が用いられた。これに対して、聖職者による祈祷に合憲判断を下したのは4名（レーンキスト、ホワイト、スカリア、トーマス）であるが、使用された基準は、法廷意見が用いたのと同じ「強制テスト」であった。<sup>40)</sup>

1947年のEverson判決以降、裁判所の審査基準やそれに従って下される判決に関する最大の疑問点は、そもそも修正第1条制定の目的が、国民（州民）

の「宗教的自由」の確保にあったのであって、なぜ、国の宗教的中立にも拘わらず多数者の宗教的自由は否定され、少数者の自由が優先されるのかということに集約されているといえる。その象徴が市民宗教を含む公的宗教慣行を巡る判決である。確かに少数者の権利保護は重要である。しかしながら、宗教的中立が多くの国民の犠牲によって遂行されるなどということは、文言の持つ本来の意味からも国民の多くにとって首肯できるものではないのである。

## おわりに

2008年国民祈祷の日、ブッシュ大統領は次のように演説を続ける。「この日（国民祈祷の日）我々は自分達アメリカ人が自由であることを、特に公共の場で自由に祈りを捧げられることを祝いたい。加えて、このアメリカの地に根を下ろしている信仰の多様性を祝いたい。」既述したように、アメリカでは多文化社会が進展している。統計によれば、現在アメリカには700万人を超すイスラム教徒が生活を営んでいるという。ニューヨークのブルックリンやクイーンズ地区には複数のモスクが立ち並ぶイスラムの町が出現し、その数は年を追う毎に急増している。ヒンズー教徒についても100以上の分派があり、仏教も75を超える宗派が存在しているという。<sup>41)</sup> そうした多様化の中で、「市民宗教」に対する国民の意識に変化が生じているだろうか。

例えばギャラップ調査による次のような数値がある。“In God We Trust”をコインに刻印することについて1983～2005年の間継続して90%以上が賛成（反対は平均して8%）。公立学校における祈祷を可能にするための憲法改正については81%（1983年）、73%（1994年）、76%（2005年）が賛成している。反対はそれぞれ14%、25%、23%である。今日でも75%を超える国民が改正に賛成しているのである。しかしながら、その内容となると、1960年代とでは隔世の感を覚えざるを得ない。同じギャラップ調査には次の項目があった。2005年の調査には「キリスト教の祈祷に加えて、ユダヤ教、イスラム教、ヒンズー教を信仰する生徒の朗詠祈祷を行なった場合にはそれに賛成するか否か？」これに対して、否との回答は僅かに10%に留まったのに対して、実に78%もが公立学校における他宗教の祈祷に賛成しているのである。<sup>42)</sup>



圧倒的多数のアメリカ国民は多文化主義の高揚を決して脅威とは感じていない。むしろ今日のアメリカ社会にはそれを享受する環境が整えられているのだ。と同時に、多宗教に対応するために変容した市民宗教（特定宗教を意味しない）の有効性も依然として維持されている。

スカリヤ判事は2005年の判決の中で次のように述べている。「変質した最高裁の多数意見の横暴から法の支配を守るためには、徹底的に裁判所意見の非現実性を排して、実際原則に依らしめることが必要条件である。それこそが、裁判官の個人的好みにより審査基準を使い分ける今日の状況から正しい判断を取り戻す唯一の方法である」と。(McCreary v. ACLU)<sup>43)</sup>

「忠誠の誓い」訴訟の原告（無神論者）は新たに国のモットーである“In God We Trust”についての憲法訴訟を起こしている。予想されることではあるが、今後、「原告適格」者が再び「忠誠の誓い」の憲法適否の判断を求めた場合、また全米50州の州憲法における宗教的文言についての判断を求められた場合には、神学的な対象と、国家統合という世俗目的のために創造された「市民宗教」とを区分しない限り、裁判所は国の厳格中立を求める審査基準の適用とその解釈を巡って引き続き混乱が生じることになる。

(学会での報告をより今日の問題として捉えるため、本稿では加筆・修正を施すと共にタイトルの変更を行った。)

注

- 1) Dakota Voice : Remarks by President Bush on National Day of Prayer, May 01, 2008.
- 2) Robert N. Bellah : Beyond Belief -Essays on Religion in a Post-Traditionalist World- ; Civil Religion in America, Univ. of California Press, 1991, p.168. 邦訳 河合秀和「アメリカの市民宗教」『社会変革と宗教倫理』（未来社 1985年）343-344頁。
- 3) Derek H. Davis ; Civil Religion as a Judicial Doctrine. (Journal of Church & State vol. 40 no.1, 1998, p.23)
- 4) The Gallup Brain : “One Nation Under God”, June 27, 2002.
- 5) U.S. Flag Code-Under God ProCon. org.
- 6) United States Court of Appeals for the Ninth Circuit 292 F.3d 597 (2002)

at 9134.

7) 50州全ての憲法や権利宣言に宗教的文言を認めることができる。ここでは本文で示した6州についてその箇所を紹介したい。(強調=筆者)

州名	最新制定年	州憲法における宗教的文言
メリーランド	1867	“We, the people of the State of Maryland, grateful to <b>Almighty God</b> for our civil and religious liberty…”
ニューヨーク	1938	“We the people of the State of New York, grateful to <b>Almighty God</b> for our Freedom, in order to secure its blessings…”
ルイジアナ	1974	“We the people of the State of New Louisiana, grateful to <b>Almighty God</b> for the civil, political, economic and religious liberties we enjoy …”
アーカンソー	1998	“All men have a natural and indefeasible right to worship <b>Almighty God</b> according to the dictates of their own conscience; …”
ジョージア	1998	“… We the people of Georgia, relying upon the protection and guidance of <b>Almighty God</b> , do ordain and establish this Constitution.”
ヴァージニア	1776	Bill of Right, Sec.16 “That religion, or the duty which we owe to our <b>Creator</b> , and the manner of discharging it, can be directed only by reason and conviction, not by force or violence; and therefore all men are equally entitled to the free exercise of religion, according to the dictates of conscience; and that it is the mutual duty of all to practice <b>Christian</b> forbearance, love, and charity towards each other”

8) Ellis M. West, “Proposed Neutral Definition of Civil Religion” (Journal of Church & State vol.22 no1, 1980, p.39)

9) ELK GROVE UNIFIED SCHOOL DIST. v. NEWDOW, United States Supreme Court 124 S.Ct. 2301

10) Ibid. (Rehnquist, C.J., concurring in judgment)

11) Ibid.

12) Lynch v. Donnelly (1984) at 716.

13) Ibid. at 693. (O'Connor, J., concurring in judgment)

14)・15) ELK GROVE UNIFIED SCHOOL DIST. v. NEWDOW, United States Supreme Court 124 S.Ct. 2301 (O'Connor, J., concurring in judgment)

- 16) Ibid. (Thomas, J., concurring in judgment)
- 17) National League of Cities v. Usery, 426 U.S. 833 (1976) at 857.
- 18) Wallace v. Jaffree, 105 S.Ct. 2479 (1985) at. 2520.
- 19) Everson v. Board of Education, 330U.S.1 (1947) at 31-32.
- 20) Ibid., at 15-16.
- 21) Cleon W. Skousen, The Making of America, The National Center for Constitutional Studies, 1985, p.681.
- 22) McCollum v. Board of Education, 333 U.S.203 (1948) at 221.
- 23) Edward S. Corwin (eds.), The Constitution of the United States of America, Government Printing Office, p.758, 1952.
- 24) 330 U.S.1, at 32.
- 25) Cleon W. Skousen, p.676.
- 26) Ibid.
- 27) Sidney E. Mead, The Lively Experiment, Harper & Row, 1976, p.39.
- 28) Ibid., p.64.
- 29) 330 U.S.1, at 16.
- 30) 佐藤圭一著『米国政教関係の諸相』（改訂版）成文堂16－20頁 2007年
- 31) Barbara A. Perry, Justice Hugo Black and the “Wall of Separation Between Church and State” (Journal of Church and State, vol.31. no.4) p.56, 1989.
- 32) Robert L. Cord, Separation of Church and State : -Historical Fact and Current Fiction-, Baker Book House, 1988, pp.261-63.
- 33) 105 S.Ct. 2479 , at. 2523.
- 34) 330 U.S.1, at 18.
- 35) Abington Township School District v. Schempp, 374 U.S. 203 (1963) at 225.
- 36) Ibid., at 225-226.
- 37) Marsh v. Chambers, 463 U.S. 783 (1983) at 799.
- 38) Allegheny County v. Greater Pittsburgh ACLU., 492 U.S. 573 (1989) at 669-670.
- 39) 1992年のLee判決法廷意見の中で、ケネディ判事は、これまで連邦最高裁が殆ど言及してこなかったユダヤ・キリスト教的伝統に基づく宗派性のない「市民宗教」に言及している。(Lee v. Weisman, 112 S. Ct. 2694 (1992). at 2695.) しかしながら、「政府はより明確に特定の信仰箇条を有する宗教の公認を避けるための手段として公の宗教、あるいは市民宗教を樹立できるといった提案については、我々は受け入れることができない矛盾と思える。」 Ibid., at 2657. との判断か

らも判るように、統合といった世俗目的に仕えてきた市民宗教の本質や、加えて多文化社会での実効性を確保するため、特定宗教に偏しない「変容」する市民宗教の実態を捉えたものではない。

40) 112 S.Ct. 2649 (1992)

41) Derek H. Davis, "Religious as Pluralism and Quest for Unity in American Life" (Journal of Church & State vol.36 no 2, 1994, p.251)

42) The Gallup Poll Monthly, August 26, 2005.

43) McCreary v. ACLU, 125 S.Ct. 2722 (2005) at 2749.